

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第31号）

- 1 条例改正の目的

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号）の施行により地方税法（昭和25年法律第226号）が一部改正されたことを考慮し、個人の県民税、不動産取得税及び自動車取得税並びに県民税等に係る罰則について必要な改正をすることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 個人の県民税

個人の県民税に係る寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（現行 5,000円）に引き下げること。（第39条の2）
 - (2) 不動産取得税

ア 次に掲げる不動産に係る納税義務の免除措置を廃止すること。

 - (ア) 市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産（第86条の4）
 - (イ) 再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産（第86条の4の2）
 - (ウ) 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物（対償の給付のために取得する施設建築の部分を除く。）に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産（第86条の4の3）
 - (エ) 防災街区整備事業組合等が住宅街区整備事業の施行に伴い取得した不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産（第86条の4の5）
 - (オ) 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産を一定の期間内にその組合員等に譲渡した場合の当該不動産（第86条の5）
 - (カ) 農地保有合理化法人等が土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定に基づき取得した換地を一定の期間内に譲渡した場合の当該不動産（第86条の7第2項）
 - (キ) 外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団法人又は公益財団法人が取得する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産（第87条）
 - (ク) 農業生産法人が組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資により取得する農業の用に供する土地（第88条）

イ サービス付き高齢者向け住宅の新築について次のとおり特例措置を講ずること。

 - (ア) 平成23年10月20日から平成25年3月31日までの間に取得された一定の要件を満たす新築のサービス付き高齢者向け住宅について、新築住宅に係る課税標準の特例措置を適用すること。（付則第17条の2）
 - (イ) 平成23年10月20日から平成25年3月31日までの間に取得した土地の上に、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅が新築された場合について、新築住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置を適用すること。（付則第18条の

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県税条例の一部を改正する条例	3
◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	5
◎高知県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	5
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する等の条例	6
◎高知県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例	6

2)

ウ 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するために次のとおり特例措置を講ずること。

(ア) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者等が、当該家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）の取得をした場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（付則第21条第3項）

(イ) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「対象土地」という。）の同日における所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過するまでの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（付則第21条第4項）

(ウ) 平成23年4月21日における警戒区域設定指示区域であって同年3月12日において内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域であった区域は、同月11日から警戒区域設定指示区域であったものとみなして、(ア)及び(イ)の特例措置を適用すること。（附則第4項）

(3) 自動車取得税

国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送事業を営業者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措置について、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているもののうち高知県地域交通協議会における協議結果に基づき策定された生活交通路線維持確保計画により知事が指定した生活交通路線の運行の用に供する一般乗合用のバスの取得を非課税とする措置に改めること。（付則第22条）

(4) 罰則

次のとおり罰則の見直しをすること。

ア 県民税等の納税義務者等が申告等をしなかった場合に対して科する過料の上限額を10万円（現行 3万円）に引き上げること。（第35条第1項、第55条第1項、第68条第1項、第74条第1項、第81条第1項、第98条第1項、第149条第1項、第151条第1項、第162条第1項、第164条第1項及び第179条第1項）

イ たばこ税及び自動車取得税の納税義務者等が申告をしなかった場合に対して10万円以下の過料を科すること。（第92条の4及び第125条の2）

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(2)のイは平成23年10月20日から、2の(1)及び(4)は平成24年1月1日から施行することとした。

◆半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

(高知県条例第32号)

1 条例改正の目的

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第199号）の施行により租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）が一部改正されたことに伴い、事業税並びに家屋及びその敷地である土地の不動産取得税の不均一課税の要件となる旅館業用設備の定義について、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令（平成23年総務省令第113号）の施行により一部改正された半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）に準じて、従前と同じものとなるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、平成23年6月30日から適用することとした。

◆高知県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（高知県条例第33号）

1 条例改正の目的

障害者基本法（昭和45年法律第84号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をするとともに、高知県障害者施策推進協議会を同法に規定する事務を処理するための合議制の機関として位置付けることとした。

2 施行期日

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する等の条例（高知県条例第34号）

1 条例改正の目的

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行による高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の一部改正により、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度が創設されることに伴い当該登録の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとするともに、高齢者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度が廃止されることに伴い高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録手数料徴収条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成23年10月20日から施行することとした。

◆高知県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（高知県条例第35号）

1 条例改正の目的

スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）が全部改正されたことを考慮し、高知県スポーツ振興審議会について名称を改めるとともに、調査審議事項の追加等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

 条 例

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成23年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第31号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「所轄区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所」を「所轄区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所（以下この項において「住所等」という。）」に、「当該所轄区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所」を「当該所轄区域外に住所等」に改め、同条第3項中「生じる」を「生ずる」に改める。

第35条第1項中「3万円以下」を「10万円以下」に改める。

第39条の2中「5,000円」を「2,000円」に改め、同条第3号中「及び租税特別措置法第41条の18の3」を削り、「以下この号において同じ。）」を「」並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改め、同号ウ中「第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる寄附金」を「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改める。

第55条第1項中「3万円以下」を「10万円以下」に改める。

第67条第3項中「個人の」を「個人の行う」に改める。

第68条第1項中「個人の」を「個人の行う」に、「、法第72条の55第3項及び前条」を「前条第1項から第3項まで又は法第72条の55第3項」に、「3万円以下」を「10万円以下」に改める。

第71条第1項中「その不動産」を「当該不動産」に改め、同条第2項中「に定める」を「に規定する」に改め、同条第4項中「第2条第3項の」を「第2条第3項に規定する」に、「1むね」を「1棟」に、「天じょう」を「天井」に、「施行規則第7条の3の規定による」を「法第73条の2第4項に規定する総務省令で定めるところにより」に改め、同条第5項中「第2条第4項の」を「第2条第4項に規定する」に、「同条第2項の」を「同条第2項に規定する」に改め、同条第9項中「第7項」を「、第7項」に、「、不動産取得税額」を「不動産取得税額」に改め、同条第11項中「で定める」を「第36条の2の3に規定する」に改める。

第74条第1項中「3万円以下」を「10万円以下」に改める。

第75条の2第1項中「、政令で定める」を「、政令第37条の16に規定する」に、「で政令で定める」を「で政令第37条の17に規定する」に改め、同条第2項中「以下この項及び第4項」を「以下この条」に改め、同条第3項中「で定める」を「第37条の18に規定する」に改める。

第80条の見出しを「（不動産取得税の賦課徴収に関する申告等の義務）」に改め、同条第1項及び第2項中「20日以内に、」を「20日以内に、不動産取得税の賦課徴収に関し」に改める。

第81条の見出し中「不動産の取得」を「不動産取得税」に改め、同条第1項中「の取得者が、」を「を取得した者が」に、「申告又は報告しなかった」を「申告又は報告をしなかった」に、「その取得者」を「その者」に、「3万円以下」を「10万円以下」に改める。

第83条第1項中「（政令で定める）を」（政令第39条の2の3第1項に規定する）に、

「以下この項及び次項」を「以下この条」に、「で政令で定める」を「で同条第2項に規定する」に改め、同条第4項中「政令で定める」を「政令第39条の3の2に規定する」に改め、同条第6項中「で定める」を「第39条の3の2に規定する」に、「に定める」を「で定める」に改め、同項第1号中「住所」を「住所又は所在地」に改める。

第86条の4の前の見出し及び同条から第86条の4の3までを削る。

第86条の4の4第1項中「、再開発会社が第二種市街地再開発事業」を「、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の2第3項に規定する再開発会社（以下この条において「再開発会社」という。）が同法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。））」に、「都市再開発法」を「同法」に、「、建築工事の完了の公告」を「同法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告（以下この条において「建築工事の完了の公告」という。））」に改め、同条を第86条の4とし、同条に見出しとして「（再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）」を付し、第86条の4の5を削る。

第86条の5を削る。

第87条及び第88条を削る。

第86条の7の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第1項中「第39条の7の2」を「第39条の7」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「又は農地保有合理化法人等（以下この条において「土地改良区等」という。）」及び「第1項又は」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項第1号中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「又は第2項」を削り、「当該土地改良区等」を「当該土地改良区」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項第1号中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条を第88条とする。

第86条の6第1項中「以下」を「以下この条において」に、「第39条の6」を「第39条の5」に、「第39条の7」を「第39条の6」に改め、同条を第87条とする。

第92条の3の次に次の1条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第92条の4 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第92条の2第1項から第3項までの規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第98条第1項中「3万円以下」を「10万円以下」に改める。

第125条の次に次の1条を加える。

（自動車取得税に係る不申告に関する過料）

第125条の2 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて申告書を第124条第1項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第149条第1項中「、前条」を「前条」に、「申告又は報告すべき」を「申告し、又は報告すべき」に、「申告又は報告しなかった」を「申告又は報告をしなかった」に、「3万円以下」を「10万円以下」に改める。

第151条第1項中「3万円以下」を「10万円以下」に改める。
第162条第1項中「、前条」を「前条」に、「3万円以下」を「10万円以下」に改める。
第164条第1項中「3万円以下」を「10万円以下」に改める。
第171条中「次条」を「以下この節」に改める。
第172条中「又は法」を「又は」に、「こえる」を「超える」に改める。
第176条第2項中「の規定において」を「において読み替えて」に改め、同項ただし書中「こえる」を「超える」に改め、同条第3項中「に定める」を「で定める」に改める。
第179条の見出し中「固定資産税」を「固定資産」に改め、同条第1項中「指定した」を「指定した大規模の」に、「の規定によって」を「において読み替えて」に、「3万円以下」を「10万円以下」に改め、同条第3項中「納税告知書の」を「納税告知書に」に改める。
付則第16条第1項中「第36条の2の2に定める」を「附則第6条の17第1項に規定する」に改め、同条第2項中「で定める」を「附則第6条の17第2項に規定する」に改める。
付則第17条の次に次の1条を加える。
(サービス付き高齢者向け住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例)
第17条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けた同項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令附則第7条第19項に規定するものの新築を平成25年3月31日までにした場合における第75条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けた同項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令附則第7条第19項に規定するものの新築」と、「含むものとし、政令第37条の16に規定するものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第37条の17に規定するものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令附則第7条第20項に規定するものにつき1,200万円」とする。
付則第18条の次に次の1条を加える。
(サービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)
第18条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けた同項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令附則第9条の3第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第83条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（政令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けた同項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をい

う。）で政令附則第9条の3第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。
付則第21条第1項中「以下この条において「代替家屋」を「以下この項及び次項において「代替家屋」に改め、同条に次の2項を加える。
3 警戒区域設定指示（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項又は第20条第3項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下この条において同じ。）内に所在した家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の政令附則第31条第3項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この条において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。
4 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における所有者その他の政令附則第31条第4項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。
付則第22条を付則第21条の2とし、同条の次に次の1条を加える。
(自動車取得税の非課税)
第22条 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているもの（高知県地域交通協議会における協議結果に基づき策定された生活交通路線維持確保計画により知事が指定した生活交通路線に限る。）の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第118条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。
附 則
(施行期日等)
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第17条の次に1条を加える改正規定及び付則第18条の次に1条を加える改正規定並びに附則第6項の規定は平成23年10月20日から、第35条第1項、第39条の2、第55条第1項、第68条第1項、第74条第1項及び第81条第1項の改正規定、第92条の3の次に1条を加える改正規定、第98条第1項の

改正規定、第125条の次に1条を加える改正規定並びに第149条第1項、第151条第1項、第162条第1項、第164条第1項及び第179条の改正規定並びに附則第3項及び第8項の規定は平成24年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）付則第22条の規定は、平成23年6月30日から適用する。

（県民税に関する経過措置）

3 新条例第39条の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する同条各号に掲げる寄附金について適用する。

（平成23年4月21日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置）

4 平成23年4月21日における新条例付則第21条第3項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この項において「警戒区域設定指示区域」という。）であって同年3月12日において地方税法（昭和25年法律第226号）附則第55条の2第1項第2号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であった区域は、新条例付則第21条第3項及び第4項の規定の適用については、同日11日から警戒区域設定指示区域であったものとみなす。この場合において、新条例付則第21条第3項中「警戒区域設定指示（平成23年3月11日」とあるのは「平成23年3月11日において警戒区域設定指示区域（同日」と、「掲げる指示をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示」とあるのは「掲げる指示（以下この条において「警戒区域設定指示」という。）」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同条第4項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成23年3月11日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 新条例付則第17条の2及び第18条の2の規定は、平成23年10月20日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

7 新条例付則第22条の規定は、平成23年6月30日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

8 第35条第1項、第55条第1項、第68条第1項、第74条第1項及び第81条第1項の改正規定、第92条の3の次に1条を加える改正規定、第98条第1項の改正規定、第125条の次に1条を加える改正規定並びに第149条第1項、第151条第1項、第162条第1項、第164条第1項及び第179条第1項の改正規定（以下この項において「罰則に関する改正規定」という。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる県税に係る罰則に関する改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（高知県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 高知県税条例の一部を改正する条例（平成23年高知県条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年4月27日」を「平成23年3月11日」に改め、附則第3項中「第21条」を「第21条第1項及び第2項」に、「平成23年4月27日以後」を「平成23年3月11日以後」に改める。

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第32号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「に該当する」を「の規定の適用を受ける」に改め、同条第3号中「に該当する設備」を「の規定の適用を受ける設備（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第199号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の3第5項第1号ロ及び第28条の9第5項第1号ロに規定する旅館業に係る設備を含む。）」に改める。

第3条中「事業税及び」を「事業税並びに」に、「建物又は」を「製造事業用設備等である家屋及び」に改める。

第4条第1項第2号中「若しくは」を「又は」に、「に該当する家屋又は」を「の規定の適用を受ける製造事業用設備等である家屋及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、平成23年6月30日から適用する。

高知県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第33号

高知県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第1条 高知県障害者施策推進協議会条例（昭和47年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第34条第3項」に改める。

第4条第1項中「これを」を削り、同条第3項中「あるとき」を「あるとき又は会長が欠けたとき」に改める。

第5条第1項中「会議」を「会議（以下この条において「会議」という。）」に改め、同条第2項中「協議会の」を削り、「開くこと」を「、議事を開き、及び議決をすること」に改め、同条第3項中「協議会」を「会議」に、「出席委員」を「出席した委員」に改める。

第7条中「協議会」を「協議会の組織及び運営」に、「知事が」を「知事が別に」に改める。

第2条 高知県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。
(設置等)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項に規定する合議制の機関として高知県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するとともに、同条第3項の規定により協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

~~~~~  
高知県手数料徴収条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。  
平成23年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第34号**

**高知県手数料徴収条例の一部を改正する等の条例**  
(高知県手数料徴収条例の一部改正)

**第1条** 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第55条の2を第55条の3とし、第55条の次に次の1条を加える。  
(高齢者の居住の安定確保に関する法律に係る事務の手数料)

**第55条の2** 県は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）の申請に対する審査に係る事務につき、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額のサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請手数料を徴収する。

| 区分                   | 金額      |
|----------------------|---------|
| 1 住宅の戸数が1以上10以下の場合   | 30,300円 |
| 2 住宅の戸数が11以上20以下の場合  | 35,400円 |
| 3 住宅の戸数が21以上30以下の場合  | 40,400円 |
| 4 住宅の戸数が31以上40以下の場合  | 45,400円 |
| 5 住宅の戸数が41以上50以下の場合  | 50,500円 |
| 6 住宅の戸数が51以上70以下の場合  | 60,600円 |
| 7 住宅の戸数が71以上100以下の場合 | 75,700円 |
| 8 住宅の戸数が101以上の場合     | 90,800円 |

第59条中「第55条の2」を「第55条の3」に改める。  
(高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録手数料徴収条例の廃止)

**第2条** 高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録手数料徴収条例（平成13年高知県条例第35号）は、廃止する。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月20日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行後において同条の規定による廃止前の高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第35号

高知県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

高知県スポーツ振興審議会条例（昭和37年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県スポーツ推進審議会条例

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第1項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条」に、「高知県スポーツ振興審議会」を「高知県スポーツ推進審議会」に、「同条第5項」を「同条」に、「委員の定数、任期その他審議会」を「審議会の組織及び運営」に改める。

第2条中「、教育委員会」を「、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、「、調査審議し、及びこれらの事項」を「調査審議し、及び当該事項」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 地方スポーツ推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) スポーツの指導者等の養成及び資質の向上並びにその活用に関すること。
- (3) スポーツ施設（スポーツの設備を含む。）の整備等に関すること。
- (4) スポーツ事故の防止等に関すること。
- (5) スポーツに関する科学的研究の推進等に関すること。
- (6) 学校における体育の充実に関すること。
- (7) スポーツ産業の事業者との連携等に関すること。
- (8) 顕彰に関すること。
- (9) スポーツに係る事業の実施及び奨励に関すること。
- (10) スポーツの競技水準の向上に関すること。
- (11) スポーツ団体に対する補助金等の交付に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関し必要な事項

第3条第2項中「調査審議する」を「調査審議させる」に改め、「前項の規定にかかわらず」を削る。

第4条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「及び」を「又は」に改め、同条第3号中「その他」を削る。

第5条第1項中「補欠委員」を「委員が欠けた場合における補欠の委員」に改め、同条第2項中「特別の事項」を「当該特別の事項」に、「調査審議を」を「調査審議が」に、「臨時委員を辞したものとみなす」を「解任されるものとする」に改め、同条第3項中「当該身分」を「当該職又は身分」に、「を辞したものとみなす」を「の職を失う」に改める。

第6条第1項中「、会長」を「会長」に改め、「これを」を削り、同条第3項中「、又は」を「又は会長が」に改める。

第7条第1項中「審議会」を「審議会の会議（以下この条において「会議」という。）」に改め、同条第2項中「審議会」を「会議」に、「会議を開くこと」を「議事を開き、及び議決をすること」に改め、同条第4項中「議事は」を「会議の議事は」に改める。

第8条中「審議会」を「審議会の組織及び運営」に、「教育委員会が」を「教育委員会規則で」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県スポーツ振興審議会条例第1条の高知県スポーツ振興審議会（以下この項において「従前の高知県スポーツ振興審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日においてこの条例による改正後の高知県スポーツ推進審議会条例（以下この項において「新条例」という。）第4条の規定により高知県スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる高知県スポーツ推進審議会の委員の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の高知県スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。